

平成29年12月15日

産業建設常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

平成29年12月15日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

委員長 志賀勝利君

副委員長 阿部眞喜君

委員 菅原善幸君

志子田吉晃君

伊藤博章君

伊勢由典君

出席議長団（1名）

議長 香取嗣雄君

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長 佐藤昭君

産業環境部長 佐藤俊幸君

震災復興推進局長 熊谷滋雄君

産業環境部次長
兼環境課長 木村雅之君

水道部次長
兼業務課長 大友伸一君

産業環境部
浦戸振興課長 村上昭弘君

建設部
下水道課長 関陽一君

副市長 内形繁夫君

建設部長 佐藤達也君

水道部長 高橋敏也君

建設部次長
兼都市計画課長 本多裕之君

産業環境部
水産振興課長 並木新司君

建設部
土木課長 星潤一君

震災復興推進局
復興推進課長 鈴木良夫君

事務局出席職員氏名

事務局長 鈴木康則君

議事調査係主査 平山竜太君

事務局次長
兼議事調査係長

議事調査係主事

鈴木忠一君

片山太郎君

会議に付した事件

議案第68号 塩竈の景観を守り育てる条例の一部を改正する条例

議案第70号 平成29年度塩竈市一般会計補正予算

議案第71号 平成29年度塩竈市交通事業特別会計補正予算

議案第72号 平成29年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算

議案第73号 平成29年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算

議案第74号 平成29年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算

議案第76号 平成29年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算

議案第77号 平成29年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算

午前10時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日の議題は、議案第68号「塩竈の景観を守り育てる条例の一部を改正する条例」、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第71号「平成29年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」、議案第72号「平成29年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」、議案第73号「平成29年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」、議案第74号「平成29年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」、議案第76号「平成29年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」、議案第77号「平成29年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」の8件であります。

これより議事に入ります。

議案第68号、第70号ないし第74号、第76号及び第77号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。議案第68号「塩竈の景観を守り育てる条例の一部を改正する条例」ほか、計8件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 本多都市計画課長。

○本多都市計画課長 都市計画課からは、議案第68号「塩竈の景観を守り育てる条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

資料No.6、議案資料の25ページをお開き願います。

まず1の概要についてご説明を申し上げます。

中身につきましては総括質疑でもご説明をさせておりますが、今回の改正は、つくっております景観計画を推進するに当たりまして、現行の条例、理念条例であります。現行の理念条例を景観法に基づく法委任条例にするため、所要の改正を行おうとするものであります。

2番目の主な改正点についてご説明を申し上げます。

大きく6点に分かれております。

まず第1点目でございますが、景観形成の指針や基準を定めた景観計画の策定について規定をいたします。本市では、これまで説明してまいりましたが、条例改正に先立ちまして既に策定をしているというところでございます。

次に、景観区域内において良好な眺望景観保全のために特に必要と認める地区を眺望景観保全地区として指定することについて規定をいたします。

次に、これまでは規則で定めていた届出対象行為及び規模につきましては、面積が1,000平米以上の開発行為の項目を新たに追加いたしまして、建築物の建築や工作物の建設と合わせて条例で定めるという中身でございます。

次に、眺望景観保全地区内において届け出のあった建築物や工作物について、高さや色彩などの基準に適合しない場合の勧告や変更命令などの行為の制限について、その手続について規定をいたします。

次に、景観計画に定められた指定方針に基づく景観重要建造物または景観重要樹木の指定に係る手続を規定いたします。

6点目であります、景観形成に対する意識の向上を図るため新たに表彰の規定を追加するという、主な6点でございます。

ただいまご説明いたしました項目のうち、眺望景観保全地区の指定並びに行為の制限につきまして、もう少し詳しく説明させていただきたいと思っておりますので、26ページ、次のページの資料をごらんいただきたいと思っております。

さきの産業建設常任委員協議会でもご報告をさせていただいておりますので、簡単に説明させていただきます。

景観計画の中では、眺望景観保全地区といたしまして、(1)にお示ししております範囲を指定すると、千賀の浦地区と鹽竈海道沿線地区、ちょうど濃い着色をしている部分でございます。この指定につきましては、新たに建築物や工作物について高さや色彩の基準を設けてまいります。

まず(2)でございますが、高さの基準をご説明させていただきます。鹽竈神社境内から千賀の浦を望む眺望につきましては、眺望範囲を図のように3つに区分をいたしまして、それぞれの破線を上限といたしまして建築物、工作物の高さの基準を設けます。

次に、(3)の色彩の基準でございますが、対象地区及び規模でございますが、景観保全地区内の高さ10メートルを超える建築物、工作物としております。また、色相、彩度の考え方で

ございますが、下にお示ししております日本工業規格（J I S）に定めるマンセル値といわれているこの丸い円の部分でございますが、マンセル値というものに準拠して行うとしております。彩度の見方につきましては、ちょうど丸い円の右側に赤系の色で色相を示しておりますが、彩度部分につきましては使用可能な色を、この破線で囲んでいる部分につきましては色の彩度を決めていくということで、それぞれの色につきましてこのような形で基準を設けてまいりたいと考えているところでございます。

前の25ページにお戻りいただきたいと思えます。

施行日でございますが、議決をいただきましたら、年明けから事業者の皆様へ周知を図りまして、平成30年4月1日からの施行を目指してまいりたいと考えております。

なお、19ページから24ページにつきましては、条例の一部改正新旧対照表を掲載させていただいておりますので、後ほどご参照いただければと思えます。

都市計画課からは以上となります。よろしくお願ひいたします。

○志賀委員長 鈴木震災復興推進課長。

○鈴木震災復興推進課長 続きまして、震災復興推進局復興推進課から、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、復興推進課所管のものにつきまして、資料番号5ないし6を使いましてご説明させていただきます。

説明の都合上、まず資料番号6、議案資料の51ページをお開き願ひます。

初めに、塩竈市復興交付金事業計画についてご説明いたします。

1の復興交付金事業内訳書につきましては、本定例会に補正予算を計上しております復興交付金事業の一覧であり、一般会計では13事業を計上してございます。このうちNo.1から4及びNo.7から11並びにNo.13の10事業が復興推進課所管の事業でございまして、補正理由といたしましては、いずれも決算整理に向け事業費の減額補正を行うものでございます。

各事業の概要についてご説明いたします。

まず、No.1の桂島地区漁業集落防災機能強化事業につきましては、年度当初に発注した集落道及び避難道整備工事が入札不調となりましたため、以降発注規模の見直しでありますとか近接工事との合札等を行いながら入札に付しましたが、いまだ受注に至っていない状況を踏まえまして、一部工事については新年度予算に再計上するものと整理し、係る工事費等1億3,000万円を減額するものです。財源内訳としては、復興交付金のうち県間接補助として採択されております分を県支出金といたしまして150万円、復興交付金基金繰入金で9,900万円、震災復興

特別交付税で3,250万円の減となります。

次に、No.2、野々島地区漁業集落防災機能強化事業につきましては、仮設住宅のリース契約の確定に伴います精算、並びに地元要望を踏まえました発注計画の見直しによりまして、係る賃借料及び工事費4,200万円を減額するものです。財源の内訳といたしましては、復興交付金基金からの繰入金で3,150万円、震災復興特別交付税で1,050万円の減となります。

次に、No.3、寒風沢地区漁業集落防災機能強化事業につきましては、集落道整備の前提となります漁業集落排水管部の災害復旧工事が不調となりましたことを踏まえまして、新年度予算に再計上するものと整理し、係る工事費等6,400万円を減額するものです。財源内訳といたしましては、県支出金で225万円、復興交付金基金繰入金で4,575万円、震災復興特別交付税で1,600万円の減となります。

No.4の野々島地区漁港施設機能強化事業につきましては、年度当初に発注いたしました地盤かさ上げ工事が入札不調となりましたため、発注規模の見直しを行いまして、一部工事につきましては新年度予算に再計上するものと整備し、係る工事費1,100万円を減額するものです。財源内訳といたしましては、復興交付金基金繰入金で852万5,000円、震災復興特別交付税で247万5,000円の減となります。

続きまして、No.7、藤倉地区区画整理区域北側排水施設整備事業につきましては、こちらも年度当初に発注をいたしましたが入札不調となったため、発注規模の調整や近接工事との合札等を行いながら入札に付したものの、いまだ受注に至っていない状況を踏まえまして、新年度予算に再計上するものと整理し、係る工事費8,058万5,000円を減額するものです。財源内訳といたしましては、復興交付金基金繰入金で6,446万8,000円、震災復興特別交付税で1,611万7,000円の減となります。

No.8、港町地区復興道路整備事業につきましては、現在道路整備に係る排水側溝敷設工事を進めておりますが、工事費がおおむね確定したことを踏まえ、入札作業等に係る精算分として1,158万6,000円を減額するものです。財源内訳としては、復興交付金基金繰入金で897万9,000円、震災復興特別交付税で260万7,000円の減となります。

No.9の新浜町杉の下線道路工事につきましては、現在1期工事分について取り付け道路との擦りつけ工事並びに排水側溝の整備を進めておりますが、梅の宮側の2期工事分につきましては入札不調となりましたため、新年度予算に再計上するものと整理し、係る工事費等9,391万4,000円を減額するものです。財源内訳としましては、復興交付金基金繰入金で7,278万4,000円、

震災復興特別交付税で2,113万円の減となります。

No.10の海岸通地区震災復興市街地再開発事業につきましては、当初本年秋季ごろの建設工事着工を予定しておりましたが、6月に1番地区施設建築物工事が入札不調となり、現在は平成30年2月の再入札を目指し再開発組合の皆様とともに取り組んでいる状況でございますけれども、こちらが落札された場合におきましても年度内に工事出来高が上がらない旨組合より申し出がありましたことから、落札後に必要となる工事管理分を除きまして、負担金3億7,616万4,000円を減額するものです。財源内訳としては、復興交付金基金繰入金で2億2,569万8,000円。ミナト塩竈まちづくり基金及びふるさとしおがま復興基金からのその他基金繰入金として7,523万4,000円。震災復興特別交付税で7,523万2,000円の減となります。

No.11の寒風沢地区防災集団移転促進事業費につきましては、引き続き自立再建用地の購入につきまして対象となる皆様の意向確認をさせていただきましたが、希望者なしであったことなどの要因から、係る移転補償費等1,864万4,000円を減額するものです。財源内訳としては、復興交付金基金繰入金で1,734万9,000円。震災復興特別交付税で129万5,000円の減となります。

一番下になりますNo.13の災害公営住宅整備事業につきましては、本年度予定しております市営清水沢東住宅周辺の道路整備工事並びに6月定例会で補正予算をお認めいただいた錦町地区におけます道路整備等が確定したことに伴いまして、入札作業等に係る精算分として764万1,000円を減額するものです。財源内訳としては、復興交付金基金繰入金で611万3,000円、一般財源によります調整分として152万8,000円の減となります。

次に、ただいまご説明した各事業におきます予算計上の状況についてご説明いたします。

まず歳出から説明させていただきますので、資料番号5、補正予算説明書の13ページ、14ページをお開き願います。

13ページ上段、第6款農林水産業費第2項水産業費第7目復興交付金事業費で2億8,959万1,000円を減額補正するものですが、このうち2億4,700万円が当課所管分でありまして、内訳といたしましては右側14ページをごらんいただきますが、第13節のうち測量設計等委託料で10万円。第14節使用料及び賃借料で1,300万円。第15節工事請負費で2億3,300万円をそれぞれ減額するものでございます。なお、これらは右側の事業内訳欄におけます桂島地区漁業集落防災機能強化事業以下、野々島地区漁港施設機能強化事業までに係る内容となります。

続きまして、15ページ、16ページをお開き願います。

15ページ上側、第8款土木費第5項都市計画費第6目土地区画整備費として、北浜地区、藤

倉地区土地区画整備事業特別会計の一般会計からの繰出金 1 億6,735万4,000円の減額を計上しておりますが、詳細につきましては後ほど改めてご説明させていただきます。

次に、第7目復興交付金事業費で6億1,664万3,000円を減額補正するものですが、このうち5億8,089万3,000円が当課所管分でありまして、内訳といたしましては右側16ページをごらんいただきますが、第12節役務費で80万円。第13節委託料で1,380万円の増。第15節工業請負費のうち基盤整備工事費として1億8,500万3,000円。第17節公有財産購入費の土地購入費のうちから328万2,000円。第19節負担金補助及び交付金で3億8,339万4,000円。第22節補償補填及び賠償金で2,221万4,000円をそれぞれ補正するものでございます。

なお、これらは右側の事業内訳欄におけます藤倉地区区画整理区域北側排水施設整備事業以下、寒風沢地区防災集団移転促進事業費までに係る内容でございます。

続きまして、15ページの下側。

第6項住宅費の第2目復興交付金事業費で764万1,000円を減額補正するものです。内訳としては、同じく16ページをごらんいただきますが、第15節工事請負費で391万7,000円。第22節補償補填及び賠償金で372万4,000円をそれぞれ減額するものであり、同じく右側の事業内訳欄上、災害公営住宅整備事業に係る内容でございます。

9ページ、10ページにお戻り願います。

第2款総務費第1項総務管理費第21目東日本大震災復興交付金基金費に6,342万5,000円を計上しておりますが、こちらはさきの9月定例会におきまして平成28年度決算額が確定したことに伴い、各会計における復興交付金基金繰入金の不用額について積み戻しを行うものとなります。

次に、歳入予算についてご説明いたしますので、3ページ、4ページにお戻り願いたいと思います。

まず、第10款地方交付税第1項地方交付税第1目地方交付税のうち、4ページの説明欄にあります震災復興特別交付税9億7,303万1,000円の減額のうち、当課所管の一般会計分といたしましては、1億7,785万6,000円。後ほど改めてご説明いたしますが、特別会計分では北浜地区復興土地区画整備事業分として1,135万円。藤倉地区区画整備事業につきましては、3,051万3,000円が補正財源となっております。

次に下側、第15款県支出金第2項県補助金第10目東日本大震災復興交付金75万円の減額につきましては、先ほどご説明した桂島地区、寒風沢地区の漁業集落防災機能強化事業に県間接補

助として採択された復興交付金の精算分となります。

続きまして、5ページ、6ページをお開き願います。

5ページ上側、第18款繰入金第1項基金繰入金のうち、第4目ミナト塩竈まちづくり基金繰入金3,000万円及び第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金のうち、6ページの説明欄にあります海岸通地区震災復興市街地再開発事業分4,523万4,000円が、同事業への支援補助金7,523万4,000円の補正財源となっております。

また、中ほど、第8目東日本大震災復興交付金基金繰入金14億8,997万5,000円の減額のうち、当課所管の一般会計分といたしましては、合わせまして5億8,016万6,000円。後ほど改めてご説明いたしますが、特別会計の繰出金では、北浜地区土地区画整備事業特別会計の繰出金として3,196万5,000円。藤倉地区土地区画整備事業特別会計の繰出金として9,358万6,000円がそれぞれ補正財源となっております。

最後に、第2項特別会計繰入金第4目北浜地区復興土地区画整備事業特別会計繰入金として2,230万1,000円を計上してございますが、こちらはさきの9月定例会におきまして平成28年度決算が確定したことに伴いまして、特別会計側の実質収支額を一般会計に受け入れる内容でございますが、こちらは後ほど改めてご説明をさせていただきます。

復興推進課所管の一般会計補正予算に係ります説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 水産振興課から、議案第70号「平成29年度一般会計補正予算」のうち水産振興課が所管するものについてご説明をいたします。

資料番号5の補正予算説明書と、資料番号6の議案資料をご用意ください。

初めに、資料番号5の補正予算説明書を使ってご説明を申し上げます。

13ページ、14ページをお開き願います。

第6款農林水産業費第2項水産業費第7目復興交付金事業費の第13節委託料のうち、事業内訳欄、右端の部分ですが、こちらに記載しております地域資源利活用促進支援事業でございます。こちらにつきましては魚市場の展示施設等の整備業務委託の費用でございますが、こちらにつきましては、国との協議によりまして事業費が減額となりましたことから、4,618万1,000円を減額で計上してございます。補正予算の財源の内訳につきましては、中ほどの部分でござい

ますが、復興交付金基金からの繰入金が3,694万5,000円の減、一般財源としましては923万6,000円の減となっております。

また、同じ節の事業内訳欄の一番最下段に記載してあります地域防災・減災（BCP）計画策定事業でございますが、こちらにつきましては359万円を増額、新規で計上をしてございます。財源内訳につきましては、復興交付金基金から繰入金287万2,000円。一般財源が71万8,000円となっております。

同じ資料の22ページをお開きください。

先に鍵括弧の部分についてご説明をさせていただきます。

ただいまご説明申し上げました地域防災・減災（BCP）計画策定業務委託につきましては、平成29年度、平成30年度の2カ年間の事業として計画をしてございます。それに伴いまして、平成30年度について債務負担行為の限度額設定をさせていただいております。限度額設定は375万8,000円で、財源の内訳は、その他に載せておりますのが復興交付金基金からの繰入金でございます。ここから300万6,000円。一般財源が75万2,000円となっております。

次に、歳入予算についてご説明をいたします。

同じ資料の5ページ、6ページをお開きください。

第18款繰入金第1項基金繰入金の第8目東日本大震災復興交付金基金繰入金でございます。こちらの右端、説明欄に記載の、上から5つ目の部分ですが、地域資源利活用促進支援事業、こちらは魚市場の中の展示室を整備する事業でございますが、こちらの対象予算を減額したことに伴いまして、こちらの基金繰入金も減額をしております。3,694万5,000円を減額して計上してございます。また、その下に記載しております地域防災・減災（BCP）計画策定事業といたしまして、こちらは287万2,000円を増額して計上してございます。

同じ第18款繰入金の第2項特別会計繰入金でございます。こちらにつきましては、平成28年度の決算整理によります実質収支額の精算分の一般会計への戻し入れといたしまして、第1目魚市場事業特別会計繰入金に5万9,000円増額して計上してございます。また、第3目漁業集落排水事業特別会計繰入金に1,202万9,000円をそれぞれ増額して計上してございます。こちらの中身につきましては、特別会計の運営の中でまた改めてさせていただきたいと思っております。

次に、地域防災・減災（BCP）計画策定事業の概要についてご説明をいたします。

資料番号6の60ページをごらんいただきたいと思っております。

地域防災・減災（BCP）計画策定事業を活用いたしまして取り組みます水産物の生産・流

通に関する事業継続計画についてご説明いたします。

1. 事業概要といたしまして、大規模災害発生時に水産物の生産・流通を継続的に実施、確保していくための対策といたしまして、関係者参加のもと、発災後の行動と役割分担、減災や早期復旧のための事前対策等を定めた計画を策定しようとするものでございます。

2. 策定と運用の流れにつきましては（１）から（５）まででお示ししておりますが、まずはBCP、こちらの計画の策定に関する協議会を設立して、水産物の特性、流通特性の整備、被害想定等を行います。

この（１）、（２）までの部分を平成29年度で行いたいと考えております。その後、事前対策及び事後対策の検討から訓練をし、見直しと改善ということで進めてまいりたいと考えております。

3. 事業費及び財源内訳でございます。先ほどご説明いたしましたとおり、本事業は平成29年度と平成30年度、2カ年間にわたっての事業と考えております。本年度、平成29年度につきましては総事業費が359万円。財源内訳といたしましては、その他に記載しておりますが、東日本大震災復興交付金基金繰入金から287万2,000円。一般財源として71万8,000円。一般財源には震災復興特別交付税が適用されるものとなっております。平成30年度につきましては、同様にこちら記載のとおりでございます。

4. スケジュールでございます。本定例会において補正予算をお認めいただければ、業務委託の契約、発注と並行しまして、まずは協議会設立の準備を行います。年度内には、先ほど申し上げましたとおり、生産・流通特性の調査及び整理、被害想定までを取りまとめまして、その後その取りまとめたものをもとに対策の検討を行い、10月にはBCP計画案の策定をしたいと考えております。その後、協議会への報告。12月にはBCPの運用を始めてまいりたいと考えております。

水産振興課からのご説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○志賀委員長 星土木課長。

○星土木課長 続きまして、土木課関連の一般会計補正予算についてご説明いたします。

資料No.5、補正予算説明書の15ページ、16ページをお開き願います。

初めに、歳出についてご説明いたします。

第8款土木費第5項都市計画費第3目公園費で、16ページ右側の事業内訳にありますよう

に、公園街路維持管理費として200万円の工事請負費を計上いたしております。事業内容につきましては後ほどご説明させていただきます。

続きまして、同じく第8款土木費第5項都市計画費第7目復興交付金事業費で、16ページ右側の事業内訳最下段にありますように、藤倉地区流末排水路整備事業として3,575万円の事業費を減額計上しております。内訳としましては、第11節需用費、その他の需用費、消耗品が10万円。第15節工事請負費、施設整備工事が3,416万6,000円。第17節公有財産購入費、土地購入費として386万6,000円のうち58万4,000円となります。本事業は藤倉地区区画整理区域南側施設整備事業、こちら第二中学校跡地周辺でございまして、こちらに伴い藤倉排水機場から雨水流出に必要な排水路の整備をするものとして総額4,635万6,000円を今年度当初予算で計上していたものです。県で近接して施工している北浜緑地護岸整備と施工調整により、今年度は設計委託業務のみを実施し、土地購入及び工事等については翌年度に実施することとなったため、減額補正の提案をさせていただくものでございます。

続きまして、同じ資料の19ページ、20ページをお開き願います。

第11款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費第1目道路橋りょう災害復旧費で、20ページ右側の事業内訳にありますように、道路橋りょう災害復旧費として460万円の工事請負費を計上しております。こちらにつきましても、後ほどご説明いたします。

次に、財源となる歳入についてご説明いたします。

同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

第14款国庫支出金第2項国庫補助金第6目災害復旧費国庫補助金で、4ページの説明欄のとおり、道路橋りょう災害復旧費補助金306万8,000円を計上しております。

次に、第17款寄附金第1項寄附金第1目一般寄附金のうち、4ページの説明欄のとおり、公園街路維持管理費を100万円計上しております。

次に、同じ資料の5ページ、6ページをお開き願います。

第18款繰入金第1項基金繰入金第8目東日本大震災復興交付金基金繰入金のうち、6ページの説明欄の下から2段目の藤倉地区流末排水路整備事業について2,780万円を減額計上しております。

次に、同じ資料の7ページ、8ページをお開き願います。

第21款市債第1項市債第10目災害復旧事業債の1節公共土木施設災害復旧事業債として、説明欄のとおり道路橋りょう災害復旧費を150万円計上しています。

次に、地方債追加についてご説明いたします。

資料No.4、補正予算の4ページをお開き願います。

第3表地方債補正1、追加、起債の目的、道路橋りょう災害復旧事業について、限度額を150万円追加するものでございます。

それでは、清水沢公園トイレ改修工事の事業内容についてご説明申し上げます。

資料No.6、議案資料の61ページをお開き願います。

初めに、清水沢公園の位置でございますが、資料下にお示ししております工事箇所図、現況写真をごらん願います。右側の写真が暗く見づらくなり、大変申しわけございません。本公園は清水沢一丁目地内の公園で、公衆トイレの位置は公園の東側に位置しております。

続きまして、1.概要についてご説明いたします。

昭和58年に供用を開始した清水沢の公園の公衆トイレについて、寄附金を活用し全ての便器を洋式便器に交換するとともに内外壁の補修等を行い、利用者が快適に利用できる施設に改修するものでございます。

続きまして、補正する内容でございます。

2の整備内容にありますとおり、便器改修工としまして、和式便器から洋式便器の交換を2基。なお、女子トイレ1基については平成27年に交換済みとなっております。

次に、建具工としまして、個室のドアを内開きから外開きへ交換する工事を3箇所。

塗装工として内外的な塗装、天井部の防水塗装を行います。

事業費及び財源内訳については、3にお示ししておりますとおり、事業費が200万円のうち、その他として一般寄附金が100万円、一般財源が100万円となっております。

今後のスケジュールでございますが、予算をお認めいただきましたなら、速やかに契約手続を進め、年度内の竣工を目指したいと思っております。

続きまして、同じ資料の63ページをお開き願います。

台風21号に伴う道路崩壊復旧工事についてご説明申し上げます。

初めに、復旧工事に伴う路線の位置図についてご説明申し上げます。

資料下にお示ししております、5.工事箇所図のとおり、庚塚地区において市道伊保石須賀線から市道庚塚線へ接続する市道庚塚三号線が復旧工事箇所となります。図面上にグレーでお示した箇所が今回復旧する場所となります。なお、こちらの写真も暗く見づらくなり、大変申しわけございません。

続きまして、1. 概要についてご説明いたします。

平成29年10月23日の台風21号に伴う大雨、最大雨量が時間当たり23.5ミリで、これにより市道藤倉三号線の道路斜面が崩落し、車道部が崩壊いたしました。当該箇所は市道伊保石須賀線と市道庚塚線を結ぶ道路で、周辺には民家や事業所があるなど生活環境に影響を及ぼしていることや、二次災害の危険性及び崩壊の進行も懸念されることから、早期の復旧を行うものでございます。

続きまして、2の整備内容についてご説明申し上げます。

施工規模であります。全長12メートル、高さ2メートル、幅2.8メートルとなっております。右下に標準横断図を掲載させていただいております。崩壊した斜面については、岩盤上にブロック積み擁壁を新たに施工し、斜面の安定を図ってまいります。また、あわせて影響範囲のガードレール及び舗装の復旧も行ってまいります。

事業及び財源内訳については、3にお示ししておりますとおり、事業費460万円のうち国庫支出金として道路災害復旧費補助金が306万8,000円、地方債として災害復旧事業債が150万円、一般財源が3万2,000円となっております。

今後のスケジュールでございますが、予算をお認めいただきましたら、速やかに工事発注の準備を進め、年度内の竣工を目指してまいりたいと思います。

土木課からは以上となります。よろしくお願いたします。

○志賀委員長 関下水道課長。

○関下水道課長 それでは、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、下水道課所管に係る部分につきましてご説明いたします。

資料No.5番、平成29年度塩竈市一般会計補正予算説明書の15ページ、16ページをお開き願います。

歳出からご説明させていただきます。

第8款土木費でございます。第5項都市計画費第4目下水道費でございますけれども、16ページ右側の事業内訳に記載されておりますが、下水道事業特別会計への繰入金として11億9,908万2,000円の減額とするものでございます。

続きまして、同じ資料の5ページ、6ページをお開き願います。

歳入でありますけれども、第18款繰入金第2項特別会計繰入金第2目下水道事業特別会計繰入金でございますが、水道事業特別会計から一般会計の繰入金を6,901万1,000円増額補正とし

て計上するものであります。事業の内容につきましては、後ほど下水道事業特別会計補正予算におきましてご説明させていただきたいと思ひます。

下水道事業の一般会計に関する動きにつきましては、以上でございます。

○志賀委員長 村上浦戸振興課長。

○村上浦戸振興課長 それでは、浦戸振興課から、議案第71号「平成29年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」についてご説明いたします。お手元の資料No.4と6をご用意させていただきたいと思ひます。

まず資料No.6の64ページをお開きさせていただきたいと思ひます。

説明の都合上、議案資料で今回の補正予算の概要をご説明させていただきます。

1. 事業概要につきましては、現在第2期塩竈市交通事業会計経営健全化計画に基づきまして新小型船の建造を進めておりますが、新造船建造工事及び関連する委託業務の契約が完了いたしましたことから、決算に向けた事業費の整理を行うとともに、国と協議を進めておりました離島航路構造改革補助金により建造費用の一部が補助されることとなったため、財源の整理を行うものでございます。

2. 建造船舶の概要といたしましては、強化プラスチック船、19トン型で乗船可能な旅客数は97名となっております。また、バリアフリー対応として、車いすスペースやバリアフリートイレ等を整備しております。

3. 事業費及び財源内訳をごらんください。後ほど予算説明書で改めてご説明いたしますが、事業費といたしましては、契約完了に伴う事業費の整理分といたしまして705万円を減額し、1億4,070万円といたします。また、財源内訳といたしましては、国庫補助金1,295万円を増額する一方、地方債について国庫補助金分と決算整理分を合わせました2,000万円を減額いたします。

4. スケジュールにつきましては、毎年3月には新造船の引き渡しが行われ、4月から就航する予定で現在作業を進めてございます。

続きまして、資料No.5、補正予算説明書の28、29ページをお開きさせていただきたいと思ひます。

歳出についてご説明させていただきます。

第1款事業費第2項船舶建造費第1目船舶建造費といたしまして、当初予算で1億4,775万円を計上しておりましたが、決算に向けた事業費の整理を行うため、705万円の減額補正を行い、船舶建造に係る事業費を1億4,070万円とするものでございます。減額の内訳といたしま

しては、9節旅費6万2,000円。第13節委託料で198万8,000円。第15節工事請負費で500万円と
なっております。

次に、歳入についてご説明いたします。

同じ資料の26、27ページをお開きください。

第2款国庫支出金第1項国庫補助金第1目離島航路国庫補助金として、当初予算で4,228万
7,000円を計上してございましたが、離島航路構造改革補助金1,295万円を増額するものでござ
います。また、第5款地方債第1項市債第1目船舶建造事業債として当初予算で1億4,760万
円を計上しておりましたが、決算に向けた整理分705万円と、国庫補助金に振りかわる1,295万
円を合わせまして、2,000万円の減額を行うものでございます。

今回の補正によりまして、交通事業特別会計全体といたしましては、歳入歳出増額の3億3,
565万円となります。

次に、資料No.4の8ページをごらんください。

ただいまご説明いたしました地方債の減額補正に伴いまして、表にございますように船舶建
造事業に係る地方債の限度額を1億4,760万円から1億2,760万円に変更するものでございま
す。

以上で議案第71号「平成29年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」についての説明を終わ
ります。ありがとうございました。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 水産振興課から、議案第72号「平成29年度塩竈市魚市場事業特別会計補正
予算」についてご説明いたします。

資料番号5の補正予算説明書の33ページ、34ページをお開きください。

初めに歳入予算から説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、平成28年度決算によります実質収支額の精算分を一般会計に
戻し入れするため、一旦平成29年度の補正予算として、歳入予算として受け入れ、改めて一般
会計に繰り出しをするものでございます。

歳入予算でございますが、こちらの第7款繰越金第1項繰越金第1目繰越金の欄に、第1節
として前年度繰越金として5万9,000円を追加で計上してございます。

1ページおめくりいただいて、35ページ、36ページをごらんいただきたいと思います。

次に歳出予算についてでございます。

歳出予算の第3款諸支出金第1項繰出金第1目他会計繰出金に、第28節繰出金といたしまして、こちら一般会計に戻し入れするための繰り出し、5万9,000円を増額して計上してございます。

こちらにつきましては、最初に申し上げましたとおり平成28年度決算による精算に伴う補正予算でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○志賀委員長 関下水道課長。

○関下水道課長 続きまして、議案第73号「平成29年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」についてご説明いたします。

資料番号4及び5を使用し説明させていただきます。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

資料ナンバー5番、平成29年度塩竈市一般会計特別会計補正予算設定書41ページ、42ページをお開き願います。

総務費でございます。第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費を1,500万円の減額補正として計上するものでございます。内訳は27節の公課費でございますが、平成28年度分の消費税につきまして9月に確定申告を行いまして、額が確定したことによる補正でございます。

次に、43ページ、44ページをお開き願います。

事業費でございます。

第2款事業費第1項建設事業費第1目公共下水道築造費を6,000万円の減額補正として計上するものでございます。内訳は第15節の工事請負費でございますが、宮城県が実施しております利府中インター線の拡幅工事に伴いまして下水道の枝線工事を予定しておりましたが、宮城県との協議によりまして、道路の工事と一体的に施工することになったために減額補正するものでございます。また、石田地区で予定しておりました石田汚水マンホールポンプ場の自家発電設備工事につきまして、こちらは他工事の調整時間を要したことから減額補正とするものでございます。なお、自家発電設備工事につきましては、平成30年度、翌年度に再度予算を計上させていただいて工事を進める予定となっております。

次に、45ページ、46ページをお開き願います。

公債費でございます。公債費につきましては、消費税の還付が発生したことから来年度振りかえを行うものでありまして、一般財源より2億2,150万2,000円を減額いたしまして、同額を

特定財源のその他へ振りかえするものであります。

次に、47ページ、48ページをお開き願います。

災害復旧費でございます。

第4款災害復旧費第1項災害復旧費第1目災害復旧費の単独分を2,000万円の減額補正として計上するものでございます。内訳は、第15節の工事請負費でございますが、他事業の工事に伴いまして、マンホールの高さ調整などが生じたときに使う、そのような工事に使用する予算として計上しておりましたが、今年度はそのような工事の見込みがなくなったということで、減額補正とするものであります。

次に、49ページ、50ページをお開き願います。

復興事業費でございます。

第5款復興事業費第1項復興事業費第1目復興交付金事業費としまして、これは事業の進捗状況などを考慮しまして、18億2,369万1,000円から9億6,318万円を減額し、8億6,051万1,000円に減額補正するものであります。内訳としましては、全て第15節の工事請負費でございます。事業の内訳につきましては、一番右側の欄に事業名と補正額が記載されております。

個別の理由でございます。

まず、中の島地区下水道整備事業です。こちらの工事の内容につきましては、中央放流渠築造工事をする事業でございますけれども、その工事の際に中の島公園内の植栽が支障となりまして、一時撤去しました。その植栽を復旧する復旧工事になっております。それが宮城県の港湾事務所で施工する中の島公園の災害復旧工事と調整を行った結果、来年度、平成30年度に施工するという事になったため、その分の3,900万円の減額補正となっております。

次に、藤倉二丁目地区下水道整備事業でございますが、復興推進課で事業を行っております新浜町杉の下線の下に埋設する藤倉二号雨水幹線の築造工事でございますけれども、こちらの幹線につきましては今年度で完了の見込みとなりましたことから、予算の残額1億5,740万円の減額補正となっております。

次に、越の浦地区下水道整備事業でございますけれども、これまでは越の浦雨水ポンプ場の土木建築工事などの完成に向けて事業を行ってまいりました。先日12月7日には完成式典を開催させていただきましたが、この工事と同時進行で貯留槽の流入機について、工事と同時進行で関係機関との協議などを進めてまいりましたが、調査設計業務が年度内いっばいで完了の見通しとなっております。このため、今年度中の工事の発注は難しいということで、6億円の減額補

正となっております。

次に、北浜地区区画整理関連下水道事業でございますが、区画整理事業、今回の地盤工事などとの調整によりまして1億6,678万円の減額補正となっております。

なお、今ご説明させていただきました復興交付金の事業につきましては、翌年度、平成30年度に予算計上した上で、引き続き事業を進めてまいりたいと思います。

次に、51ページ、52ページをお開き願います。

諸支出金でございます。

第6款諸支出金第1項繰出金第1目他会計繰出金でございます。下水道事業特別会計から一般会計への繰出金でございますけれども、9月定例会でお認めいただいた平成28年度決算での実質収支差額を一般会計へ戻し入れすることになります。補正額は6,901万1,000円となります。先ほど一般会計でご説明させていただいた一般会計補正予算の下水道特別会計繰入金と同額となっております。同じ資料の5ページと6ページに記載されておりますが、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、歳入でございます。

同じ資料の39ページ、40ページをお開き願います。

第4款繰入金でございます。

第4款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金としまして、補正額11億9,908万2,000円の減となっております。主な内容は歳出でご説明させていただきました各事業の工事費の減となっております。こちらの金額につきましては、先ほどご説明させていただいた一般会計補正予算の歳出の分の第8款土木費第5項都市計画費第4目下水道費の第28節の繰出金と同額となっております。同じ資料の15ページ、16ページに記載されておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

第5款の諸収入でございます。

第5款諸収入第1項雑入第1目雑入としまして、補正額が1億8,150万2,000円の増となっております。主な内容は、説明欄に記載がありますけれども、消費税の還付というのが主な理由となっております。

第6款市債であります。

第6款市債第1項市債第1目土木債の1節公共下水道事業債、第3目公営企業災害復旧事業債、第5目公営企業交付金事業債につきましては、歳出で減額補正となった事業の市債分で、

補正額が4,060万円の減となっております。

第7款でございます。

第7款繰越金第1項繰越金第1目繰越金としまして6,901万1,000円の増となっております。歳出でご説明いたしました一般会計繰出金と同額となっております。

次、資料No.4の平成29年度塩竈市一般会計特別会計補正予算をご用意願います。

ページは15ページとなっております。

第2表地方債補正でございます。

1の廃止でございますが、災害復旧事業担当区分の減額補正に伴いまして、公営企業災害復旧事業を廃止するものでございます。

次に、2の変更でございますが、伊保石牧場地下発電設備工事の減額補正に伴いまして、公共下水道事業の限度額を6,200万円から2,000万円減額し、4,200万円に変更するものでございます。また、復興交付金事業の減額に伴いまして、公営事業復興交付金事業の限度額を2,070万円から1,660万円減額しまして410万円に変更するものであります。

下水道事業特別会計補正予算に係る説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 水産振興課から、議案第74号「平成29年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」についてご説明を申し上げます。

この補正予算につきましても、平成28年度決算による実質収支額との精算分を一般会計に戻し入れするために、一旦平成29年度の歳入予算として受け入れ、改めて一般会計に繰り出しをするものでございます。

資料番号5の56ページ、57ページをお開きください。

初めに歳入予算からご説明をします。

第4款繰越金第1項繰越金第1目繰越金の、区分といたしまして1節前年度繰越金といたしまして1,202万9,000円を追加で計上してございます。

続きまして、1ページおめくりいただきまして58ページ、59ページをごらんください。

こちらは歳出予算になります。

第4款諸支出金第1項繰出金第1目他債権繰出金の欄に、補正額としまして1,202万9,000円、同額を繰出金として計上してございます。こちらは一般会計の繰出金ということで戻し入

れをさせていただくというものになります。

水産振興課からの説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○志賀委員長 鈴木震災復興推進課長。

○鈴木震災復興推進課長 続きまして、復興推進課から、議案第76号「平成29年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」並びに議案第77号「平成29年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」をあわせましてご説明させていただきます。

一般会計の説明と同様、塩竈市復興交付金事業計画の概要からご説明させていただきます。

資料番号6、議案資料の52ページをお開き願います。

表中No.18及びNo.19、No.20が復興推進課所管の事業でありまして、補正理由につきましては、一般会計と同様いずれも決算整理に向けまして事業費の減額補正を行うものでございます。

各事業の概要についてご説明いたします。

まずNo.18の北浜地区被災市街地復興土地区画整理事業につきましては、権利者の移転完了を受けまして11月から地盤改良工に着手した街区を除くすべての宅地について年度内の引き渡しを予定しており、現在は基盤整備工事や道路の舗装、側溝の敷設を進めておりますが、これまで予定しておりました工事や舗装費等がおおむね確定したことに伴いまして、係る工事費等4,325万5,000円を減額するものです。財源内訳といたしましては、復興交付金基金繰入金で3,196万5,000円。震災復興特別交付税で1,135万円の減。その他一般財源の増で6万円となっております。

次に、No.19の藤倉二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業、あと関連の深いNo.20の新浜町杉の下線道路事業（区画整備関連）につきましてあわせてご説明いたしますが、予定しておりました換地処分に向けた事務手続につきましては計画どおり進展しております一方で、幹線道路及び区域内道路整備工事が入札不調となったため、発注規模の調整でありますとか近接工事との合札を行いながら繰り返し入札に付したものの、いまだ受注に至っていない状況を踏まえまして、一部工事につきましては新年度予算に再計上するものと整理し、係る工事費等、土地区画整備事業で9,345万5,000円。区画整備関連の新浜町杉の下線道路事業で3,064万4,000円を減額するものです。財源内訳といたしましては、No.19では復興交付金基金繰入金で6,983万6,000円。震災復興特別交付税が2,361万9,000円の減。No.20では復興交付金基金繰入金で2,375万円。震災復興特別交付税が689万4,000円の減となります。

ただいまご説明した各事業におきます予算計上の状況についてご説明いたします。

初めに、北浜地区復興土地地区画整理事業特別会計よりご説明いたします。

資料番号5の補正予算説明書70ページ、71ページをお開き願います。

まず、歳出予算でございますけれども、第1款事業費第1項事業費第1目事業費で4,325万5,000円を減額補正するものです。内訳といたしましては、右側71ページにありますとおり、12節役務費で84万3,000円。13節委託料で1,562万5,000円。15節工事請負費で4,096万2,000円をそれぞれ減額するとともに、地権者及び支障物件に係ります移転補償費が確定したことに伴いまして、22節補償補填及び賠償金の家屋移転補償費等として1,417万5,000円を増額させていただくものでございます。

次に72ページ、73ページをお開き願います。

第2款諸支出金第1項操出金第1目他会計操出金として2,230万1,000円を計上しております。こちらは下水道課所管のほうと一緒にございますけれども、平成28年度決算の確定に伴いまして、特別会計側で生じた実質収支額を一般会計側へと繰り出す内容となります。

次に、歳入予算についてご説明いたします。

同じ資料68ページ、69ページにお戻り願います。

第1款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金で4,325万5,000円の減額補正となりますが、財源につきましては一般会計からの繰入金並びに震災復興特別交付税等となります。また、下段の第2款繰入金第1項1目繰越金2,230万1,000円につきましては、先ほど申し上げました一般会計の操出金に係る経費となるものでございます。

続きまして、藤倉地区復興土地地区画整理事業特別会計についてご説明いたします。

同じ資料の78ページ、79ページをお開き願います。

こちらも歳出予算からご説明いたします。

第1款事業費第1項1目事業費で1億2,409万9,000円を減額補正するものです。内訳といたしましては、右側79ページにありますとおり、第15節工事請負費で1億4,765万9,000円を減額するとともに、換地処分に係る業務委託料、支障物件の移転補償費が確定したことに伴いまして、第13節委託料で509万6,000円。第22節補償補填及び賠償金で支障物件移転補償費として1,846万4,000円を増額させていただいております。

次に、歳入予算についてご説明いたします。

76ページ、77ページにお戻り願いたいと思います。

第1款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金で1億2,409万9,000円の減額補正となりますが、財源につきましては一般会計からの繰入金並びに震災復興特別交付税となります。

復興推進課所管の北浜地区、藤倉地区の復興土地地区画整理事業特別会計補正予算に係る説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○志賀委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

ちょっと1点、先ほどの説明でお聞きしたいことがあるんですけども、並木水産振興課長にちょっとご質問なんですけれども、資料No.5の14ページ、地域資源利活用促進支援事業のところなんですけれども、やはり国との協議により減額になったということなんですけど、どういう協議が行われて、どの部分が減額しようということになったのか教えてもらってもよろしいですか。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 こちらの事業は、復興交付金の効果促進事業を活用いたしまして、魚市場の2階部分に魚に関する、水産業に関する展示施設を設けるという協議をしておいたものでございます。

当初、こちらの希望として、1億円規模の整備をさせていただきたいということで交渉はしておりましたが、従前見合いということもこちらの事業の中でもありますので、その中でいろいろと協議を重ねておりました。全体の整備として、こちらのほうでいろいろとその後内容を、こういったものを整備するという内容を詰めていく段階で、6,000万円近くまで経費圧縮ということでの最終的な交付の減少ということがございましたので、その部分で今回減額をしているものでございます。

○志賀委員長 もうちょっと簡単に説明できないんですか。希望が1億円で、それが5,400万円まで減額されたって説明すればいいことでしょうか。そのほうがわかりやすいと思いますけれども。違うんですか、中身は。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 そのとおりでございます。

○志賀委員長 そういう説明をして。誰でもわかるように。（「ありがとうございます」の声あ

り)

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 それでは、私からお伺いしたいと思います。

資料No.6で、ちょうど60ページでございますけれども、水産物の生産・流通に関する事業継続計画、BCPについてちょっとお伺いしたいと思います。

これは産業建設常任委員協議会等々で説明もお聞きしました。また、先般総括質疑で浅野議員からもBCPの質疑がありまして、ある程度市長からも答弁いただきまして、大体的内容はつかめたんですけれども、その点ちょっと何点か質問させていただきます。

今回本市で取り込まれるわけでございますけれども、宮城県においては県内に3カ所の特定第三種漁港がありますけれども、国が平成29年2月に、BCPのガイドラインが作成されたわけでございますけれども、宮城県としてはどのように取り込まれたのか。

また、ほかの水産業のBCPはどういう、今現在導入されて計画もあるのか、ちょっとその辺をお聞きしたいです。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 まず、県内の特定第三種漁港の状況でございます。石巻につきましては、現在未着手という状況でございます。気仙沼漁港につきましては、今気仙沼の魚市場、まだつくっている段階ですので、その完成後に策定を予定していると伺っております。

また、他の地域での状況はどうかということでご質問をいただきました。水産振興課で調べた限りで申しわけないのですが、現在調べた中では3つの漁港でこちらの計画を策定済みと伺っております。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 といいますと、やはり今回初めて塩竈でも取り込まれたということでございますけれども、この内容をもう一度ちょっと確認させていただきたいんですけれども、もしこれが通りまして、今回スケジュールをちょっと見ますと、もう1月には関係者による協議会等を設立するということでございます。その関係者というのはどの辺まで、塩竈に船が来るわけなんですけれども、そこから始まると思うんですけれども、最終的に店舗まで持っていく関係者までなのか、その辺も含めてちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 こちらの水産庁のガイドラインで示されているものになりますけれども、構成メンバーとしては漁港の管理者。魚市場の開設者。漁業協同組合などの漁業者。魚市場と魚市場に関係している市場の関係者、卸売機関であるとか買受人。または運輸、加工、そういった方たちに参加していただくということで考えてございます。

まずはこちらで考え得るガイドラインに沿った方でお声がけをして、その中で足りるのかどうかというのを、また集まったBCP協議会のメンバーとその辺についても協議をして、過不足がないような形でのBCP協議会のメンバーの決定ということを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ということは、運送のほうまでということで今現在、1月の段階で関係者による協議会を設立するという形によろしいのでしょうか。

BCPとなると結構生産まで、また加工会社、我々塩竈の水産関係あるいは漁業者ですけれども、そういった分まで入っていくとかなりのやはり企業がそこに関係として、BCP協議会に参加しなくてはいけないという部分が出てきますので、そうしますと、本当に今から準備すると、長い期間でやはりこのBCPの問題が取り込まれるような形になると思いますので、その辺の制度も含めて、その関係者の選定というのは、これから大変になってくるとは思いますが、でもこれは必ず必要な部分でありますので、ぜひともこの魚市場が完成した時点の今回の取り組みということでございますので、ぜひとも成功できるようにお願いしたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

同じ資料No.6の次のページ、61ページの清水沢公園のトイレの改修工事について何点かお聞きしたいと思います。

今回清水沢の公園内のトイレの改修工事ということでございますけれども、私も利用したことがございますし、大分古くなったわけでございますけれども、今現在本市におきまして公園内にトイレがあるというのは、どのぐらいの数があるのかまずお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 星土木課長。

○星土木課長 お答えいたします。

市内の公園のトイレの数ですけれども、全部で10カ所ございます。内訳としましては、伊保

石公園3カ所、みなと公園2カ所、一本松公園、清水沢公園、新浜町公園、杉の入公園、青葉ヶ丘公園のそれぞれ1カ所となっております。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました、ありがとうございます。

10カ所ということでございますけれども、結構公園はたくさんあるんですけれども、10カ所ということでございます。その中で今回清水沢公園が優先されたわけなんですけれども、それはどう言った経緯で、その10カ所の中で清水沢公園にされたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 星土木課長。

○星土木課長 こちらの清水沢公園については、市内のスポーツの振興場であるとともに、地域の憩いの場として市民の皆様からなじみのある公園となっております。それで、去年のデータなんですけれども、利用件数については約480件、利用人数が2万5,000人と、市内の屋外施設としましては二又のスポーツ公園と同じぐらい多くの方に利用していただいている施設でございます。

また、こちらの公園、昭和58年に供用が開始されて、公衆トイレが、壁の塗装がはがれ落ちたり、全体的に老朽化のイメージになってしまったトイレということなので、この度多額の寄附金をいただきまして、その寄附者からも市民生活の環境改善を強く望まれているということから、多くの方が利用されているこちらの公園の改修を行い、皆様が清潔に快適に利用できる環境整備を図ってまいりたいと思い、こちらの公園のトイレの改修を行うこととしました。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

利用頻度が高いということもございますけれども、やはり今回私も、女性のトイレまでは入っていなかったんですけれども、和式が一つあるということで、男性のトイレに一つがあるということなんですけれども、以前遊ホールなんかですと和式を一つ残したほうがいいんじゃないかという部分もあったわけなんですけれども、それが今回この公園全て様式化ということもございますけれども、結構どういった方が、あそこは野球が主に使っている方が多いんですけれども、年齢的にも若い人が使うわけなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○志賀委員長 星土木課長。

○星土木課長 お答えいたします。

こちらの申し込みの競技団体なんですけれども、野球、ソフトボール、あとグラウンドゴルフとあって、若い方からお年寄りの方まで幅広く利用されております。

高齢の方や小さなお子様をご利用する際には、姿勢が楽な形をご利用していただければと思いますので、そういった形で和式トイレから洋式トイレに交換していくようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

高齢者の方ですと、やはり洋式のほうが使いやすいという方、また衛生面はどうなのかという面も多少あるんですけれども、高齢者の方にはやはり便利がいいということでございます。

最後に、この公園内のトイレ、先ほど10カ所と言いましたけれども、今回清水沢公園があるわけなんですけれども、ほかの公園まで改修工事をこれからどんどん行っていく予定なんかはございますか。

○志賀委員長 星土木課長。

○星土木課長 お答えいたします。

本市の都市公園ではございませんが、今年度二又スポーツ広場のトイレ改修を行う予定となっております。

また、現在宮城県で災害復旧事業としまして中の島公園、あと市の下水道の災害復旧事業としまして北浜公園の再整備を、災害復旧に伴ってトイレの再整備を行う予定となっております。今後はこれらの事業の内容を各担当者と協議しながら、皆様が清潔に快適にご利用していただけるトイレ整備を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

やはりこの改修工事、今後やはり皆さんが使いやすいトイレをということで、二又とか中の島、北浜ということで考えているということでございますので、年次計画を見ていただきまして、改修を行っていただきたいと思っております。

次に移らせていただきます。

次は、議案第75号の、この間議会の初日で総括質疑での……。

○志賀委員長 資料ナンバーを。

○菅原委員 資料No.6の海岸通地区震災復興市街地再開発事業のほうで質問させていただきます。

○志賀委員長 51ページの(10)ですね。

○菅原委員 海岸通地区震災復興市街地再開発事業の中で質問させていただきます。

初日の総括質疑の中で、今回市長から今後の入札不調の場合に事業計画の見直しもあり得るというような答弁をされました。ちょっと今回そのような答えが出たのは私もびっくりしたんですけれども、この見直しはどの程度の見直しをされていくのか。つまり1番地区、2番地区の全面的なやはり施設コンセプトを見直しされるのか、これも総括質疑の中で出された問題ですが、平成32年度の末まで復興の事業の年度になっておりますが、事業がおくれる現状から、万が一この事業が年度内に終わらなかった場合、事業延長があるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 総括質疑の際に私から発注計画の見直しもあり得ますというお話をさせていただきました。これは、今現在再開発組合で考えております発注計画が、基本的には1番地区と2番地区というような形で、分割の発注ということを考えておられます。私が申しあげましたのは、今2月に予定しておりますのは、1番地区分についての発注であります。したがって、マンション4棟、駐車場ということになるものと思っておりますが、そういった入札の結果を踏まえまして、万が一そういったものが不調になったときに、その発注の基本的な考え方を変えるということも当然視野に入ってくるものかということでお話をさせていただきました。

これはまだ再開発組合の基本的な考え方ではありますが、例えば1番地区、2番地区を1つにして発注するでありますとか、あるいはもしかしたら1番地区でも例えばマンションの建設とか、あるいは業務用駐車場といったような、その発注の枠組みを今後検討されるということも視野に入れての取り組みであると私は推察を申し上げておりますので、そういったことでそのような説明をさせていただいたということでもあります。全体計画を変えるということではなくて、発注の中身を変えさせていただくということになるものかと、今まで指導を

させていただきました塩竈市の考え方をお話させていただいたということでもあります。

また、もし2月の発注で不調ということになった場合ということで、具体的には今平成31年度には一部まち開きをということで、再開発組合の会員の皆様方、組合の皆様方は考えておられるという計画については私もお伺いをいたしております。当然、まち開きがおくれていくということになるわけですが、それについては私も県にそういった件についてご指導いただきたくてご訪問させていただいてまいりました。

ご案内のとおり、復興につきましては平成32年度までの10カ年計画であります。その中で、震災復興、土地区画整理事業、あるいは再開発事業に取り組んでおりますので、基本的に宮城県の考え方としては、今確信を持ってお話できるのは、平成32年度中に完了できるものについては、当然この制度が適用できます。ただし、それが平成33年度以降にずれ込んだときということについては、今は明確な見解は申し上げられないというお話でございましたことをご報告申し上げさせていただきます。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

万が一、私も本当に市民の方から、あそこの再開発は続くのかというのは、本当に聞かれるわけでございますけれども、先ほど市長からも組合からの要望もされたということもその内容もお聞きいたしました。

仮に、予定どおり平成32年度の末までに終わってしまった場合に、やはり塩竈市の新たな負担発生があるのかという部分がございますので、本当に早急にまちづくりに関しては、また新しい組合もしっかりとこの取り組みに、この2月の段階での公募がされると思いますけれども、ぜひとも成功できるように私も祈りたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今回あそこの1番地区に子育ての支援施設ができるという、前回からもお聞きしましたけれども、この新浜の保育園なんかもつくられるということでお聞きしましたけれども、その生徒なんかもいるわけでございますけれども、そのほかの住民、地域の住民の方の説明なんかもされておるのかちょっとお聞きしたいと思ひます。（「所管外です、民生のほうだから」の声あり）そうですか、ごめんなさい。

これで私からは終わります。ありがとうございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 同じページの、資料No.6の51ページです。主に教えていただきたいと思います。

前段いろいろ説明を聞いていますと、減額補正という内訳の中に、結構入札不調というところがるる報告されたと思うんです。桂島あるいはそのほかの島々のところ、寒風沢、あと今菅原委員がおっしゃったようなところ、あと新浜町。それぞれいろいろな理由はあるかと思うんですが、来年度に付けかえますと、これはそういうことはわかるものの、改めて入札不調にならざるを得なかった要因なり、今後に生かすべき課題なりをちょっと教えていただきたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 総括的なご答弁が必要だと思いますので私から申し上げますが、当然のことながら、我々は発注に際しては最大の努力をして受注をいただくという前提で発注をさせていただいています。ただ、受注業者の方々それぞれの事情があるかと思っております。

総括質疑のときにもご説明をさせていただいたかと思っておりますが、昨今復旧・復興事業が完成期に、いよいよ最後の仕上げの時期に入ってきているものと思っております。したがって、舗装工事あるいは道路工事といったようなものが多数発注されているという状況については我々も把握はさせていただいております。

今伊勢委員からご質問をいただきました入札不調案件の兼ね合いの部分が道路工事、特に舗装工事に関連する部分が多いということは事実でありますので、前段担当から申し上げさせていただきましたとおり、例えば発注規模等をもっと大きくするとか、様々な知恵と工夫は発注者として絞らせていただいているところではありますが、残念ながら思ったとおりの受注がいただけないというのが現状でございます。

よろしく願い申し上げます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 いろいろな事情が絡んでいると。

しかし、やはり地元の方にとっては復興のおくれというか、いろいろな生活基盤のところのおくれになっていくわけですから、これはひとつそういうところも含めてしっかり発注の上で整理をしていただいて、新年度に向けてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それから、次のところで、52ページの16番のところ、下水道事業特別会計、越の浦のところで6億円と、これも総括質疑の中で繰り広げたと思うのですが、ちょっと説明が不足なの

かと思いますが、総括質疑の中では明確にJR用地との関係で境界線がどうも不明だったところまではいくところまではお聞きしました。その上で、「ゼロ国債」と、新年度に向けて「ゼロ国債」という形での取り扱いだというふうなことが総括質疑の中で答弁としてあったかと思いますが、そうするとJR、あそこの上流部の関係のこの境界というのは既に確定したのか、調査の上でポンプ場から流入施設をつくるというお話ですけれども、それらも含めて今後の対応方の考え方だけ示していただければと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 総括質疑で私からご答弁を申し上げましたので、再度ご説明を申し上げます。

この工事については、上流側の水路、一番わかりやすくご説明させていただければ、上流側の流入水路を整備するという工事であります。JRの東北本線沿いに整備をする水路になります。したがって、現地の測量調査に入るためには、JRのほうから土地境界の確認をいただかなければならないわけでありまして、

そういったことをお願いいたしておりますが、どうも現地の状況で、明確な境界の糸がなくなっている部分が多数あったようでありまして、したがって、そういったものについては国土調査の図面から現場に杭の復元をしなければならぬという手数が発生するわけでありまして、そういった作業を今やっているところでありまして、ようやく基本的な境界が、JR並びに塩竈市の市道との境界というのがようやくはっきりしつつあるという状況でありますので、今後地形測量でありますとか丈量測量といったようなものに入りますとともに、詳細設定調査等も進めさせていただき、何とか年度内にそういった調査を完了させていきたいということでありまして、

完了いたしますれば、できるだけ新年度早期に発注させていただくためにさまざまな手法を今検討中でありましてということで、一例を申し上げさせていただいたということですので、まだ確定したものではないことをご理解いただければと思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました、経過は、そういうことをやっているというのはわかりました。

そうすると、「ゼロ国債」というのはその手法の一つですと、確定したものではないけれどもということで捉えてよろしいでしょうか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 新年度予算に当然、「ゼロ国債」であれば「ゼロ国債」としての枠を計上しなければ

ばなりませんので、その手続については当初予算ということになりますので、それまでの間にさまざまな手法を検討させていただければと思います。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。

あと、60ページのところで、前段菅原委員のところで、BCPというんですか。ちょっと前段のところで大分年度内にこうしますああしますという関係のところはわかりました。そこで、委託業務ということでの絡みがどうも出てくるようで、その委託というのはどういう形、どの部分を委託して今後のBCP計画策定事業に生かそうとしているのか、その内容だけ教えていただきたいと思います。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 業務委託に関しましては、こちらのBCPの確定、BCP協議会の運営でありますとか、それに伴う被害想定調査、取りまとめ、またBCP計画策定の際のBCP協議会内での意見の取りまとめ等、そういった業務を委託で出そうと考えてございます。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 では、委託はどのようなところで委託先を考えられておられるのか、ちょっと考えだけ示してください。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 業務の性格上コンサルのようなところになると思いますが、それは入札という形でさせていただきたいと思っています。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、いろいろ公募をして入札案件で対処していくということで捉えていいわけですね。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 そのように考えております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 できるだけこういった事業を行う上で、それなりの知見が必要だと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

次に、61ページのところで、トイレの改修、菅原委員からも、必要性はとくと承知をしておりますので、それを踏まえてちょっと確認までなんですけれども、トイレだと最近では温水洗浄便座とかやはり当たり前になっているんです。そういう、いわば冬場でもいつでも十分使えるというようなもののトイレの整備なのかどうか。外にあるのでこの辺までですとなればそれまでなんですけれども、その辺ちょっとお聞きしたいと思ったものですから、教えてください。

○志賀委員長 星土木課長。

○星土木課長 こちらの便座、電気のほうなんですけれども、一応屋外のトイレということで、毎年冬季になりますと凍結のおそれがあるということで閉鎖しております。それで、冬場のご利用はちょっとできないということで、便座の温かくなるものは今のところ考えておりません。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 利用者の方々からすると、冬場でも結構使う方がいらっしゃるの、どういう方法がいいのか私もよくわかりませんが、冬場利用して、安心して活用できるようになればなお幸かと思えます。

ちなみに、実はことしの5月の連休前にスポーツ団体のほうで使用していたら、野球関係かな、トイレの排水溝から直接汚水が漏れてしまっていた案件があるんです。なんとか修理はお願いをして、一応そういうものは出てこなくなったんですが、上物はきれいにしてもやはり排水がまた詰まっちゃうと吹き上がってしまうということになるので、その辺はどうなのかというちょっと心配をしていたものですから、対処方あるいは教えていただければと思います。

○志賀委員長 星土木課長。

○星土木課長 今後も皆様に快適にご利用していただけますように定期的なメンテナンスはしてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 大分担当のほうから聞くとメンテナンスはしたみたいなんです。でも、根っこが絡んで配水管のところがぎゅっと締まってしまうというか、うまく流れなくて、吹き出たとい

う経過がありますので、やはり多くの方々が利用するところでそういう事例がないように、せつかくこういったきれいなトイレを、排水関係も含めてやはり整備していただいて、今後に生かせるようお願いをしておきたいと思います。

次に、条例だけ出ていますので、景観条例についてだけちょっと確認をさせてください。

同じ6番の資料の25ページのところにいろいろ書かれておりますが、そこでちょっと何点かだけ確認をさせてください。

一つは塩竈市海と杜の景観審議会というのはつくられたはずと思うんです。それで、景観審議会の中での今回の案件に係る委員の皆さんのご意見について、かいつまんだお話を聞かせていただければと思います。

○志賀委員長 本多都市計画課長。

○本多都市計画課長 景観審議会につきましては、計画の達成段階のたびたびにご報告をさせていただきまして意見をいただいているところであります。

やはり一番のところとしては、やはりこの理念といいますか、塩竈市景観計画の中にも書いてありますが、出された主な意見として、まずは神社からの眺望。

もう一件としては、やはり海からの眺望、海から眺める、特に神社の丘陵部の眺望、あるいはそれを守っていく体制、そういったものをこの景観計画の中にしっかりと盛り込みながら、つくっただけではなく、やはり維持、推進していくというところにも重点を置いてやるべきだというご意見をいただいております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、その景観は大事だと思います。海から眺める景観、あと神社側から眺める景観ということで。

せつかく景観審議会がつくられていっている中でのいろいろなこういった条例だと思いますが、今後こういったことを生かす上で、市民の参加の仕方、やはり景観を今後どう生かすかという市民参加型のあり方。条例はわかります。条例をつくることというのは理解はするものの、今後そういった景観を生かす上での市民の意見の生かし方を今後どうされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 本多都市計画課長。

○本多都市計画課長 やはり懇談会等々の中で出されている、議員のおっしゃる意見も多く出されました。この中で特に出された意見というのが、もちろん我々世代といいますか年配の方も

そうなんですけれども、やはり子供のうちからしっかりとそういった取り組みというのを、地域の愛着を深めていくことが大切だということで、やはり子供たちに対してのそういった取り組みを深めていくべきだという意見が出されました。

ただ、なかなか小学生とかではなかなかなじみがありませんので、できれば中学ぐらいの中で、学校教育あるいは社会教育の中でそういったものを育てていくべきだというようなご意見もありましたので、我々としては、もちろん一般の方にも啓発活動は進めていきますが、そういった小さいうちから進めていくというような取り組みも進めていながら深めていきたいというふうにも考えております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 前段の総括質疑でも土見議員のほうから、例えばこの件に関して景観アドバイザー的なものの登用とか、あるいはその学芸員という、今後の課題なんですというお話は当局での見解でしたが、この辺、今後生かすとすればどうなのかと、今後復興、そういうことも含めて、せっかくのこういった条例の中での関係で、どう捉えていけばいいのか教えていただければと思います。

○志賀委員長 本多都市計画課長。

○本多都市計画課長 その件に関しましては、総括質疑で市長からもご答弁をさせていただいております。事例の中では、景観アドバイザーとして県のアドバイザー2名が審議会に入っているということですが、審議会のメンバーというのは、その他の方につきましては地元の建築家、あるいは美術関係、文化財に造詣の深い方等々が審議会のメンバーとして既においでになっております。そのような方が、今までだと若干、ことあるごとにとというよりは、何かというと計画の審議というようなものをお願いしてまいりましたが、逆にそういった方々に対してあるいはこまめにご相談をしながら、アドバイザー的な部分をより深めていっていただくというような取り組みはしていきたいと考えております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。

もう一つは、その文化財保護法に基づく今回の設置だと思いますが、例えば市内の文化財的な家屋というか、建物といいますか、景観審議に生かせるようなものの関係でいうと、その修理あるいは復旧というんですか、そういうものの運用なんかは今回の条例に基づいて活用できるのかどうか、今後に生かせる課題なのかどうか、ちょっと確認させてください。

○志賀委員長 本多都市計画課長。

○本多都市計画課長 今お話のあった点については、今回の計画の中では盛り込まれておりません。今後の方向といたしましては、市内、例えば具体的にいうと建造物については先ほど一応事例はありますが、そのケース・ケースに応じて、例えばその中の一つに勝面楼というものも入っておりましたし、そのケース・ケースに応じてやはりちょっと対応を考えるべきものもございしますので、ただ計画の中では、具体的なそういった市の方向については、今回は盛り込んでいないということでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 せっかくの条例で、やはりこういった文化財保護法に基づく財源措置を進めることによって、より塩竈のいろいろな建物の関係での整備ができるのかと思いますので、今回は今回で、まずここからここまでという規定の、高さ、色合いの関係なので、今後に生かすべき課題としてぜひご検討していただいて、市内にあるせっかくのお宝といいますか、景観を生かせるようなさまざまな手法をぜひ踏まえていただければより幸いなのかと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。まず、その辺だけちょっとよろしくお願ひします。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 私からも何点かお聞きします。

さっきの議案第71号の交通事業特別会計のことで、資料No.6の64ページ。

国から1,295万円補助金を補助されることになったということで説明されております。この離島航路の補助金の制度の仕組みとか、このぐらゐの金額なんだとか、大体のね。それから、地方債のほう、これから残りは地方債でその分返していかなければならないんでしょから、その辺の、船を建造するに当たっての予算獲得の方法とか、返し方とか、その辺のところの説明をお願ひしたいと思います。

○志賀委員長 村上浦戸振興課長。

○村上浦戸振興課長 お答えさせていただきます。

国の補助というのは、離島航路整備法という法律に基づきまして国から補助金が参ってございます。ことし、平成29年度でしたらば、予定でございますけれども、国からの補助としては、我々としては1億9,000万円、約2億円の事業費に対しまして、大体4割ぐらゐ、4,000万円ぐらゐは補助としてくるのではないかと考えておりますけれども、これも最終的に我々のほうとして事業報告を受けた……

○志賀委員長 質問は返済計画です。村上浦戸振興課長。

○村上浦戸振興課長 勘違いしてございました。申しわけございません。

それに関しましては、今回1,295万円の補助金、これは建造にかかわる部分の約1割という形で補助の対象となっております。これは、その部分で、最終的に来年3月に我々として報告書を出した上で、国としては最終的な額は確定するというお話でございましたが、多分1割の補助で出るであろうということのお話はいただいております。

今後の返済計画につきまして、ご説明をさせていただきます。

起債に関しましては、我々としては10年間で返済していくという形になります。最初2年間は利子のみでございますが、3年目以降は7年間で元本も払って、通常ですと10年間で償還するという形になってございますが、半分に関しましては辺地債というものを充当する予定でございますので、辺地債に関しましてはその借りた額、今ですと半分ですと6,300万円ぐらいいは辺地債を借りられるのではないかと思います、その8割は交付税措置がされるということでございますので、6,380万円、交通事業債の部分プラス、今の辺地債の残りの2割の部分を10年間かけて返済するということです。利子に関しては1%ぐらいではないかと。それに関しても、辺地債としては利子の分に関しても8割交付税措置されると聞いておりますので、そうすると返済としては楽になると我々としては思っております。

以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

そういうことで、後々のことまで計画していただいているということでございますので、その辺確認させていただきました。

なかなか1,295万円というのが大体1割だということで聞いたので、たしか前のときは5,000万円ぐらいついたような、新造船のときはあったから、今回はそんなでもないと思ったんで聞いてみたんですけども、1割ぐらいのところは妥当なのかそれ以上はお金を予算ではくれないのか、そのところだけ。

今の説明で大体わかったんですけども、このぐらいのところは努力した点かということなんでしょうから、再度お聞きします。

○志賀委員長 村上浦戸振興課長。

○村上浦戸振興課長 我々は昨年の4月、計画に基づきまして平成29年度に新型船を、新小型船

を建造するという計画に基づきまして、東北運輸局と4月、5月から度々協議を重ねてまいりました。その中で、東北運輸局から示していただいたのが、離島航路構造改革補助ということでございました。

ただし、当初は非常に狭き門であるので厳しいというご指導はずっといただいております。ことしの4月時点でも厳しいというお話ではあったんですが、何回か交渉を重ねるうちに、今回補助対象としてやってみますということで、今回1,295万円が補助対象になったということでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。頑張ってくれたということがわかりました。

次のことを聞きます。議案第73号の下水道事業特別会計の中で、資料No.5の40ページに消費税還付金が2億2,450万円ということなんですけれども、金額が大きいもので、そういうものの仕組み、消費税なのか還付金、還付されるようなことがあったのか。ということは、ただ一般的に考えれば、還付金ということは納め過ぎたということなのか、どういう仕組みで2億円といった額のものが還付金として納付されることになったのか、その辺だけお聞かせください。

○志賀委員長 関下水道課長。

○関下水道課長 9月定例会で平成28年度の決算のほうお認めいただいたと思うんですが、その際に平成27年度及び平成26年度から平成28年度に繰り越した分で不用になった分が黒字になりまして、黒字になった分消費税が多く、一度お支払いしたものの、その分確定申告をして、正しい数字というか、その辺を申請したところ還付があったという流れになっております。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ということは、やはり最初に予定額を先に国に、早目に消費税を納めたっていうことだから還付金が来たってということなんですか。

○志賀委員長 関下水道課長。

○関下水道課長 そのとおりでございます。最初黒字だった分、実際、黒字ではなかったので、黒字の分を一回納めて、そうではない分という申告をしまして、還付をいただいたという内容になってございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

何で聞いたかという、金額がまた大きく還付されたということと、ほかの事業でも、もしこの下水道の事業でそういう還付金が、消費税の還付金が出るということがあると、ほかのところの何か該当の別な事業でも、申請すると還付金制度、還付が戻ってくるようなものがあるのではないかと、思って聞いたんですけれども、そういうことなので、いろいろ消費税の還付金制度があるということとすると、該当するものについてはほかの事業でもしっかりと還付請求をしてもらいたいと思って聞きました。

もう1点だけ、議案第70号の補正案、水産振興課のほうに展示室の減額のこと、先ほど阿部委員から出ましたので、金額はわかったんですけれども、実際の展示室の計画を縮小するのか、その辺これからどういう議論があるのか、減額されたから、その辺のこれからの使い道、やり方について、ちょっとお聞かせ願えればと思うんですけれども、お願いします。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 整備を行う手前の段階で国と協議をしておりましたので、そのお認めいただいた中で整備を進めていくということで考えております。ですから、もうその金額の範囲内での整備ということで考えております。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 展示室そのものは、展示物とかそういうものの変更なんかは、影響は出ているんですか。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 展示物については、今その中で整理をしている段階ですので、最初にもう決まったものがあつたということではなくて、こういったストーリーをもって組みたいというところでの協議をしておりましたので、その内部でどういうものを上げるかというのは今、いただいた予算の中で整理をしているという段階です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 では、その減額をされた予算の範囲の中の展示室なり展示物を、予算に合わせてこれから整理するということの理解でよろしいのでしょうか。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 そのとおりでございます。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 資料No.6番、60ページ、BCPでちょっと聞きたいんですけども、1月からBCP協議会の設立に向けていくということですが、これはコンサルタントが入るのは何月ぐらいからの予定になるのでしょうか。

あと、どこまでやるのか教えてもらっていいですか。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 まず、BCPの、1月初頭のBCPの協議会に向けてのいろいろな準備に入りたいと思っております。コンサルタントとの契約には発注からの期間というのが必要ですので、1月中にできればやりたいと思っておりますけれども。まずそちらはご予算をお認めただいてからの動きということになるかと思えます。

委託業務につきましては、基本的にはこちらの協議会の運営から意見の取りまとめ等、そういったものを全般的な部分で補佐という形でやっていただく予定です。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

策定するところまでのコンサルタントということになるという認識でよろしいですか。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 策定の案を取りまとめるまでのコンサルタントということです。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

私、これもなんですが、さっきの景観もですけども、これは作成した後いかにどうするかということが大切なんだと思うんです。先ほど本多課長ですか、子供たちに、中学生にお伝えするという明白なビジョンがあるのであれば、やはりそれを伝えていくということが必要なのですばらしいと思うんですけども、このBCPをつくってからどのようにこの業界各者に伝えていって、そういうものがあるんだということをどう伝え残していくのかという活用方法というものを教えていただきたいんですけども。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 まずBCPの協議会を設立しましたら、この協議会というのは策定後もずっと残るものと考えております。

それで、資料No.6の60ページに策定と運用の流れということで書かせていただいたんですが、

策定が終わった後は実際の訓練、例えばロールプレイングのような訓練になるかもしれませんが、そういった訓練なども通しながら、あとはその時々で条件も変わってくる部分があると考えておりますので、そういった諸条件の変更、そういった部分も加味しながら、P D C Aサイクルを生かして計画の練り直しというような形で、常にこちらは業界の皆さんと話し合うような機会というのを継続的に持ってやっていきたいと考えております。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 策定をして、この訓練の実施に係る予算だったり、見直し、改善をしましょうと。

この協議会を運営していく上で、例えば参加された方の日当が出るとか、そういうのがもし今後も続くのであれば、例えばこの後予算で作成して、今後も何かしら予算というのがかかっていくのかというのを教えていただいてもよろしいですか。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 まだそこまでの見通しというのは、実際にははっきり申し上げまして立ててございません。日当とかそういう部分についてです。

ただ、こちらのBCP、水産物のBCPに関しましては、基本的に行政だけのBCPということではなくて、業界の皆さん全ての、広域的なBCPということですので、その部分の趣旨を踏まえた上で、そういった運用に当たっての経費の部分というのも考えていきたいとは思っております。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 是非とも大きな負担にならないよう予算を組んでいただきたいと思ひますし、広いということだったので、例えばその業界の方というか、訓練に必ずやはり来て、こういうものがあるんだと、どこが変わったんだというのを継続して推しはかっていくことが大切だと思ひますので、そこまでしっかりと丁寧にやっていただけるような、作成できるコンサルにやはりなっていたきたいと思ひます。そこは厳しくしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

○志賀委員長 暫時休憩します。

午後0時10分 休憩

午後0時11分 再開

○阿部副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。志賀委員。

○志賀委員 私から、資料No.6の25ページ、景観のことでちょっとお聞きしたいと思います。

まず、条例改正ということで、理念条例から具体的なというんですが、その条例の項目に、社や海からの景観を守るというふうにならうたっているわけですが、例えば以前私質問したんですが、港湾のほうにスクラップの山がいっぱい見えるわけです。そういったものがこの景観条例の中の対象に入ってくるのか入らないのか、そこのお聞きしたいと思います。

○阿部副委員長 本多都市計画課長。

○本多都市計画課長 今回の、行為の制限と呼ばれる規制の部分の対象という意味では、建築物と工作物がまず対象ということになります。でありますので、いわゆる行為の制限の対象ということでは入ってこないと思います。

ただ、景観の中では、行為の制限のほかにもよりよい景観をつくっていくための指針というものもこの中には盛り込まれております。誘導指針といいますか、そういった指針が景観形成基準という名前で盛り込まれております。その中で、やはり明らかに景観を阻害するものに関しましては、その指針に基づきまして一定程度の誘導というものは必要になってくるものかと考えております。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 結局、せっかく景観条例なるものをつくるわけですから、そういうことが既にもう明白になっているわけですから、そういうこともやはりきちんと観点到織り込んでやはりやっていただきたいと思います。

それと、この条例の項目の中に、港町や門前町の景観を未来につなぐというような文言も盛り込まれているわけですが、例えばこの港町や門前町の景観を未来につなぐ、具体的にこのつなぐものというのはどういった、例えば建物を市としては考えているのか、それかこれから構築していくのか、それとも既存の建物をこういったものは残さなければいけないと考えているのか、あったら教えてください。

○阿部副委員長 本多都市計画課長。

○本多都市計画課長 この景観、ちょっと深いと思いますけれども、景観って今に始まったものではないので、これまでもずっと長い間、神社と海というものがそもそもあって、そこからいろいろな変遷をたどって港町とか門前町というものがつくられてきてというような、

長い歴史の中での景観というものがあります。そういう中で、やはり建物でありますとか、風土でありますとか、そういったものを今まで守ってきて、継承してきたものについてはこれからも守っていかなければならない。

具体的な話でいえば、当然建物もありますでしょうし、あるいは今回北浜沢乙線整備事業という形で、新たにあそこを門前町風に仕上げたいということで、これは今はただのそういったものですが、ただこれが100年経てばとても貴重なものになっていくということもありますので、こういった資産を守っていきたいという意味でございます。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 こういったものをつくって、結局は文言だけで終わってしまうと何もならないわけです。そこに具体的な計画行動があつて、そこに目指してこういったものをやはり条例化して具体化していくということであれば実効性というのは期待できるわけですが、そういうものが何もなくて、ただ言葉だけで条例をつくりましたといったところで、じゃあ塩竈は将来どういう街並みになるんですかということが何も見えてこないのではないのかと危惧するわけです。

その次、やはりこの塩竈らしいものという、これはよく塩竈らしいという言葉が出てくるわけですが、じゃあその景観の中で、塩竈らしい景観とは何なんだと。神社から見える景観も一つの塩竈らしい景観ではあると思います。だけど、結局そのまちなかも、塩竈らしい景観って何が塩竈らしいのかということを考えたときに、どうなんでしょう。課長、何か浮かんできますか。

○阿部副委員長 本多都市計画課長。

○本多都市計画課長 私個人の意見というわけにはいきませんので、景観計画をつくる際に、特に市民、事業者、中学生、高校生宛てに、塩竈らしい景観というアンケートをとった数字がございます。こちらを紹介させていただきますと、やはり一番多いのが鹽竈神社などの社寺とその境内というところが、やはり神社が一番最初に上がってくるというところでございます。次に多いのが、マリゲート塩釜周辺の港、やはり神社と港というところが2番目、あるいは市場などの主要な水産業施設といわれる市場、そういったもの、皆さんが想像するようなものがナンバー3に上がっているという状況でございます。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 そこに、例えば塩竈のまちなかの風景が塩竈らしさというのは何もないんですか。

ということになるんだと思うんです、出てこない。ありますか。

○阿部副委員長 本多課長。

○本多都市計画課長 済みません、ナンバー3までしか紹介しておりませんでした、ナンバー4、ナンバー5も実はありまして、その中には当然歴史性を感じる建物でありますとか、あるいは坂道、階段、いわゆる坂なんていうのも一つの象徴であるというような、そういった意見も当然出されております。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 残念なことに、古い建物はどんどんどんどん塩竈の場合なくなっていますので、そういった意味でそのらしさというのが本当に失われているのかと。

私は先日金沢に行ってきました。金沢は120万都市にもかかわらず、まちなかは古い民家がいっぱい残っています。その古い民家を改造して、皆さん結構小分け買いしています。やはりこれは歴史と伝統を守っているというところなんだと思います。ああいうものを見ると、本当に羨ましいと思って見てきたわけですが、この塩竈が目指すところというのは、そういうところでは目指せないのかとは思っています。今さら商店街でやっていきますと言ったって、なかなかここで商店街をつくったって人が、普通の物販での商店街というのはまず不可能であろうと。そのところで、それこそ塩竈らしさという街並みを整えていかないと、それが、らしさが何なのかということ具体的には行政が示していかない限り、やはりゴールラインは見えてこないと思うんです。

ですから、そのところをひとつ頑張ってください、そういうところを、この景観条例ができるのはいいんですが、具体的な目標もきちんと定めていただけてやっていただければと思います。

それと、今度は同じ資料No.6の51ページ、海岸通地区震災復興市街地再開発事業のところ、先日山本議員の総括質疑の中で、市長が最大限の努力を払うという力強い答弁をされていたわけですが、この最大限の努力というのは、どういう具体的な努力を払われるおつもりなのかお聞きしたいと思います。

○阿部副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 具体的にというのは、やはり今回の1・2番地区の再開発事業が完成するというのが最大の目標ではないのかと思います。それに向かって頑張りますという思いを伝えさせていただいたところがございます。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ただそれだけのことなんですね。具体的な努力、どういう形でやるとかっていうことはないわけですね。ということでいいんですね。

○阿部副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 再三申し上げますが、そのご答弁の際に、組合施行にしたという地域の皆様方の思いを私はお話しさせていただいたかと思えます。あくまでも、官主体のまちづくりではなくて、そこで生活し、店舗を展開される皆様方がこういうまちにしていきたいということを実現するために組合施行の手法を選択された。そのことについては、私は大変感謝を申し上げますし、多とするところではないのかと思っております。そういった方々の思いが実現するということが最大の目的ではないのかと思っておりますので、今そのようなことで申し上げました。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、最大限の努力という言葉さらっても完成に向けてずっと動いているわけですから、あえてそういう言葉を使わなくてもいいのかと。これだけのことがされたんだから、私は何か別の手がまたは出てくるのかということでお聞きしたわけですが、ないようですので、そのところはこれで結構です。

以上で私の質疑を終わります。

○阿部副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今ご答弁申し上げたとおりであります。これからさまざまな課題、問題がまた発生してくるかと思えます。そういったときに我々行政も一緒に力を合わせて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○阿部副委員長 ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後0時22分 休憩

午後0時22分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに発言。（「1点だけ」の声あり）伊勢委員。

○伊勢委員 1点だけお聞きします。

資料No.5の16ページのところで、住宅費、災害公営住宅整備事業ということで書かれてあって、これは恐らく清水沢三号棟の住宅前の道路の改修なのかと思うんですが、それでよろしいのかどうか。

○志賀委員長 鈴木震災復興推進課長。

○鈴木震災復興推進課長 お答えいたします。

清水沢の道路の部分と、あとは錦町の補正予算の件に関して、あとは北浜の災害公営住宅併設の集会所というところでございますけれども、今回は事業費が確定いたしましたので、その精算という形で計上するものでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ちょっと私も現場しか見ていないので状況がわからないんですが、清水沢三号棟の前の道路の工事で、電柱の移設だとか、住宅のほうにあるガードレールの改修、あと側溝の改めての工事をやっていて、しかも車道のところで盛り上がってまた車道ががたんとか下がるような工事をやっていて、これで果たしてうまくいっているのかというちょっと思いがあったので、そこら辺も含めていつまでの工期になるのか。地元の方にとってはやはり真夜中、暗いし、その辺も含めて安全対策は万全なのかどうか、その辺だけ確認させてください。

○志賀委員長 鈴木震災復興推進課長。

○鈴木震災復興推進課長 工期につきましては、年度内ということで契約をしております。

今委員おっしゃっているのは三号、あちらから入るときの擦りつけといいますか、もともとここは勾配が2段になるような勾配になっているところに東住宅の入り口がぶつかっておりますので、そこを擦りつけまして、安全な形に直している途中の状態でございますので、あそこはいずれ最終的に勾配を含みまして整備をまいりますので、年度末に向けて安全体制も図っていきたくと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。より歩く方々の安全面の配慮もよろしく願いをして、遜色なくできるようにひとつよろしく願いします。

以上で終わります。

○志賀委員長 ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

ちょっと私からお願いがあるんですが、検討していただきたいんですが、この資料をつくる
ときに、今回のように減額補正がいっぱいあって、その中身が結局、工事が……（「その発
言を委員会として諮って、委員会として申し上げるということなら、僕らに向かって言っ
てもらわないと」の声あり）

一応資料が、こうやって減額補正でいっぱいあります。中身が聞かないとわからないという
ところで、例えば簡単にもう契約が終わって、基礎工事が終わって、その減額なんだという
のと、後はよく入札不調で減額だということぐらいの文言をやはり入れてもらったほうが
我々としてはわかりやすいのかと感じているわけですが、皆さんいかがですか。

（「前もそういう議論があったよね、説明を詳しくしてくれと」の声あり）

だから、結局こうやってお聞きしていても、語尾が弱くなって、ごちゃごちゃって、最終的
に何なのか聞き取れないところが結構あるものですから、そういった意味では、最初からそ
う言うことがわかっているのであれば、大した文字数でもないのに、この資料の中に埋め込
んでいただくと理解がより深まるのかという感じがしているわけですが、そういったことを
要望したいと思っております。

伊藤委員。

○伊藤委員 当局もいろいろ忙しい部分もあるでしょうから、可能な限り私どもがわかりやすい
ように、そういう文言を入れていただけるように要望してもいいんじゃないでしょうか。

○志賀委員長 そういうことなので、一応当局側でその辺ちょっとご検討いただけたらと思いま
すので、どうぞよろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時27分 休憩

午後0時27分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第68号、第70号ないし第74号、第76号及び第77号については原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志賀委員長 挙手全員であります。よって、議案第68号、第70号ないし第74号、第76号及び第77号については原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時28分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会 委員長 志賀勝利